

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営の透明性及び健全性向上のため、コーポレート・ガバナンスの強化、充実が重要と考えております。また、コンプライアンス及び企業競争力の向上を図るため、社外監査役を導入し、経営監視体制の構築に向けて、積極的に取り組んでおります。

また、全てのステークホルダーに対して、四半期毎の決算や経営政策の迅速かつ正確な開示を基本として、企業の透明性を今後も高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	3,925,900	56.56
マックスバリュ北海道共栄会	384,800	5.54
株式会社北洋銀行	339,000	4.88
イオンフィナンシャルサービス株式会社	265,000	3.82
株式会社北海道銀行	170,000	2.45
出戸 一成	161,500	2.33
マックスバリュ西日本株式会社	118,000	1.70
株式会社北陸銀行	106,000	1.53
出戸 信成	60,600	0.87
ミニストップ株式会社	59,000	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

イオン株式会社及びグループ各社との取引条件の決定については、一般取引条件と同様に交渉の上決定しており、当社はイオン株式会社及びグループ各社から一定の独立性が確保されているものと認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社からの独立性確保に関して
親会社と親会社以外の株主利益が実質的に相反する恐れのある親会社との取引その他の施策を実施する場合は、取締役会に付議の上、決定することとしております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西松 正人	他の会社の出身者		△	○								

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西松 正人		親会社であるイオン株式会社に1978年に入社し親会社を含むイオングループ各社に入社以来勤務しております。	親会社およびイオングループ企業の職務経験から当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に有益なため

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携につきましては、会計監査計画策定時、四半期レビュー監査時、期末監査時及び内部統制評価レビュー時に情報及び意見交換を行っております。また、必要に応じて会計監査人の監査等に立会い、緊密な連携の下に監査を行っております。さらに、第2四半期レビュー監査、期末監査及び内部統制評価レビュー結果については、報告会を実施し監査指摘の改善に努めております。

監査役と内部監査部門の連携につきましては、内部監査方針、内部監査チェックリスト項目の策定時等について意見交換を行い、また、内部監査部門が実施する内部監査報告ならびに内部監査改善報告の説明を受け、意見交換を行い課題の共有と改善に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	4 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名
------------------------	----

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福岡 真人	他の会社の出身者			△		△								
橋本 昭夫	弁護士													
吉岡 征雄	弁護士													
後藤 鉄朗	他の会社の出身者			△		△								

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福岡 真人		親会社であるイオン株式会社に1978年に入社し、親会社を含むイオングループ各社に入社以来勤務しております。	イオングループ各社の取締役を歴任され、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識により当社の事業活動の監査・監督等に十分な役割を果たしていただけると判断しております。
橋本 昭夫		橋本・大川合同法律事務所 所長弁護士	弁護士として幅広く企業法務に精通し、独立性に関する意識はもとより、当社の事業活動について法的側面、大所高所より取締役会の意思決定・業務執行に助言や指導をいただいております。
吉岡 征雄	○	彩北法律事務所 代表	イオン株式会社のグループ企業の取締役を経験され企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識により当社の経営事項の決定および、業務執行監査・監督等に十分な役割を果たしていただけると判断しております。
後藤 鉄朗		親会社であるイオン株式会社に1976年に入社し、親会社を含むイオングループ各社に入社以来勤務しております。	検察官としての豊富な経験からコンプライアンスの分野に精通されており、その視点に基づき経営の監督とチェック機能を担っていただくためであり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

【独立役員関係】	
独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】	
取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明	
取締役の報酬に関しては、原則として当社の経営成績及び株価と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる報酬制度としており、企業価値の増大に貢献するものと考えております。 当社では、2007年6月開催の第46期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプションを導入いたしました。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役
該当項目に関する補足説明	

監査役に対する報酬等については、その独立性を確保するため、業績連動報酬や株式報酬型ストックオプションを採用しておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	
2014年度(第54期)の役員報酬の開示状況は以下のとおりです。 取締役の年間報酬総額 111,678千円 監査役の年間報酬総額 19,200千円(うち社外19,200千円) 合 計 130,878千円(うち社外19,200千円)	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

有価証券報告書に記載

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する専従スタッフは配置しておりませんが、当社は取締役会の資料を事前に配布し、要請に応じて補足説明を行っております。また、監査役は、内部監査を所管する部門の所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することが出来るものとし、命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査を所管する部門長等の指揮命令を受けないものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)企業統治の体制

- ・当社は監査役設置会社であります。当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。
- ・当社の基本的な経営管理組織として、取締役会、事業戦略会議、経営会議、業務執行決定会議があります。
- ・取締役会は、取締役7名で構成され、原則毎月1回開催される定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。
- ・事業戦略会議は、社長、担当役員及び社長が指名する者により構成し、戦略的課題及びその他課題を審議・検討することを中心に原則毎月1回開催しております。
- ・経営会議は、常勤の取締役・監査役、監査室長及び本社の主要な部門の長が参加し、経営課題や全社的執行方針について審議、検討、報告することを中心に原則毎週1回開催しております。
- ・業務執行決定会議は、業務執行の月度の反省の場として原則毎月1回開催しております。
- ・監査役4名(いずれも社外監査役)は、取締役会への出席及び取締役からの営業報告の聴取や監査室との情報収集のほか、重要な書類の閲覧等により、経営に関する監視、監査機能を果たしております。
- ・監査役会は、監査役4名(いずれも社外監査役)で構成され、公正、客観的な監査を行なうことを目的に原則毎月1回開催しております。
- ・会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査を委託しております。顧問弁護士につきましては、法律問題が生じたときには、随時確認しアドバイスを受ける体制をとっております。また、金融商品取引法に基づく内部統制評価のため、監査室に内部統制グループに設置しております。
- ・当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役1名との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(2)内部監査及び監査役監査

当社の内部監査体制は、内部監査部門として監査室(8名)を設置し、会社法及び金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善及び業務の遂行が、各種法令や、当社の各種規程類及び経営計画等に準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているか等について調査・チェックし、指導・改善に向けた内部監査を行っております。

監査役監査につきましては、常勤監査役1名、非常勤監査役3名、計4名(いずれも社外監査役)で行なっております。取締役会をはじめその他の重要な会議に出席するほか、取締役の職務執行の適法性、財産の状況等に止まらず取締役の業務全般について監査を行なっています。監査役会、監査室及び会計監査人は意見交換等により相互の連携を図りながら、監査の質的向上を図っております。

(3)社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名であります。また、社外監査役は4名であります。
社外取締役西松正人氏が取締役を務める株式会社ダイエーは、当社の兄弟会社であります。当社と当社との取引関係はありません。
社外監査役福岡眞人氏及び吉岡征雄氏が監査役を務めるイオン北海道株式会社は、当社の兄弟会社であり店舗の賃貸等の取引があります。
社外監査役後藤鉄朗氏が監査役を務めるマックスバリュ東北株式会社は、当社の兄弟会社であります。当社と当社との取引はありません。
社外監査役橋本昭夫氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
なお、社外監査役吉岡征雄氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。
各監査役は経営者から一定の距離をおいた立場で取締役会に参加し、取締役の業務執行の状況について具体的・詳細な説明を求めることにより、経営監視の有効性を高めております。
また、社外監査役が独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する検証を行う等、客観性及び中立性を確保したガバナンスを確立しており、監査役の機能を有効に活用しながらステークホルダーから負託を受けた実効性の高い経営監視が期待できることから、現状の体制・機能を維持することとしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前にあたる2015年5月1日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	直近の開催日は、2015年5月21日です。
その他	株主総会における報告事項は、ビジュアル化し株主さまに分かりやすい説明を心がけております。また、株主総会終了後に懇親会を開催し、株主さまとの交流の場を設けております。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2014年度は旭川市と札幌市において個人株主説明会を実施いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年に2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	各種説明会資料、事業報告書、月次売上昨年対比等の情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内に戦略・広報グループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、グループ共有の行動規範である「イオン行動規範」を行動の基本とし、地域社会、取引先さま、株主さま、従業員等のステークホルダーの立場の尊重について規定し、その遵守に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	植樹活動、リサイクル活動、買物袋持参運動をお客さまと共に実施するとともに、ISO14001を取得しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役は、その職務の執行にあたっては、2003年4月に制定されたグループ共有の行動規範である「イオン行動規範」を行動の基本とし、必要に応じて外部の専門家を起用し法令あるいは定款への違反を未然に防止する。
 - (2) 「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の監視・検証を行っている。
 - (3) 取締役が他の取締役の法令あるいは定款に違反する行為を発見した場合はただちに監査役会および取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
 - (4) 取締役は、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一その勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部関連機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含めた対応を行うこととしている。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の決定に関する記録については、取締役会規則に則り、作成、保存および管理を行う。
 - (2) 業務執行取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規定を整備し、適切に作成、保存および管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) コンプライアンス、事故、事件、災害および環境等に係るリスクについて、全社的なリスク管理については総務部が行い、各部門の所管するリスク管理についてはそれぞれの担当部署が行う。
 - (2) リスク管理に係る規則・ガイドラインの制定、研修の実施およびマニュアルの作成・配布等により全従業員に徹底する。
 - (3) 全社的なリスクは総務部が、又各部署に関するリスクは各部署の長が、リスク管理の状況を取締役会に定期的に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 業務の有効性および効率性を図る観点から、当社の経営に係る重要事項については取締役会規則に従い、取締役会において決定している。
 - (2) 取締役会での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各部署の長が迅速に遂行し、結果を報告する体制をとっている。
 - (3) 業務執行の遂行の過程では、内部牽制機能確立するため、「組織および職務分掌規程」、「職務権限規程」においてそれぞれの職務権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を定めている。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) よりよい地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重視してイオン行動規範を採用している。また、行動規範および当社固有の問題に対し、社内教育を実施している。
 - (2) 当社はグループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度に参加しており、当社に関連する事項は当社の管理担当役員に報告される。
6. 当会社ならびに親会社および関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正の動向ならびに対応の検討および業務効率化に資する対処事例の水平展開等を進めている。ただし、独立性の観点から具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしている。
 - (2) 当社としては、親会社の内部監査を所管する部門の定期的監査を受け入れ、コンプライアンス遵守状況等に係る報告等を適宜受けとり、コンプライアンス体制を強化する体制をとっている。
 - (3) 親会社との賃貸借契約やプライベートブランド商品の売買取引という利益相反取引については、一般取引条件と同様に交渉の上決定している。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役は、内部監査を所管する部門の所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
 - (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査を所管する部門長等の指揮命令を受けないものとする。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役および使用人は、監査役に対して、経営の状況、事業の状況、財務の状況ならびに内部監査の実施状況、リスク管理の状況およびコンプライアンスの状況等定期的に報告する体制をとっている。
 - (2) その他、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部通報制度による通報状況およびその内容等を速やかに報告する体制をとっている。
 - (3) 報告の方法（報告者、報告受領者、電話・書面・電子メール等の伝達方法等）については、取締役と監査役との協議により決定するものとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役社長および監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する場を設定する。
 - (2) 前項に係らず、監査役はいつでも必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

取締役は、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部関連機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含めた対応を行うこととしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部監査部門の強化を図り、業務監査については、食品表示、衛生、労務及び防災管理等コンプライアンスに係る項目の重点監査を行うとともに、本社監査にも力を入れ、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ります。

【参考資料：模式図】

